

# 誓約書

(管理者用)

私は、金属くず回収業に関する条例第 12 条第 2 項に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は金属くず回収業に関する条例第 23 条に規定する罪（無許可で金属くず回収業を営んだ者、偽りその他不正の手段により金属くず回収業の許可を受けた者、自己名義の許可で他人に金属くず回収業を営ませた者、金属くず回収業に関する条例第 19 条の規定による許可の取消及び停止処分命令に違反した者）若しくは刑法第 247 条（背任）、同法第 254 条（遺失物横領）若しくは第 256 条第 2 項（盗品等運搬、保管、有償譲り受け、有償処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者（刑の執行猶予中の者を含む）
- 4 住居の定まらない者
- 5 金属くず回収業に関する条例第 19 条の規定により、その金属くず回収業の許可が取り消され、当該取消の日から起算して 5 年を経過していない者（許可を取り消された者が法である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日が公示された日前 60 日以内に当該役員であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過していない者を含む）
- 6 金属くず回収業に関する条例第 19 条の規定による許可の取消に係る聴聞の期日及び場所在が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第 8 条第 1 項第 1 号の規定による許可証を返納した者（その金属くず回収業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して 5 年を経過していないもの
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 8 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として北海道公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名